

養子縁組の国際比較(概要)

		日本	ドイツ	フランス	ベルギー	イタリア	イギリス	アメリカ (マサチューセッツ州)	韓国	
制 度 概 要	養子の種別	<p>【普通養子】 ・成年、未成年いずれを養子とすることも可 ・非断絶型 ・未成年者を養子とする場合、原則として家庭裁判所の許可が必要</p> <p>【特別養子】 ・原則として6歳未満の者のみ養子とすることができる。 ・断絶型 ・家裁の審判が必要</p>	<p>【成年養子】 ・非断絶型 ・倫理的に正当な場合可</p> <p>【未成年養子】 ・断絶型</p>	<p>【単純養子】 ・非断絶型</p> <p>【完全養子】 ・断絶型</p>	<p>【成年養子】 ・非断絶型(単純養子)のみ</p> <p>【未成年養子】 ・養子となる者は18歳未満 ・児童裁判所の許可を要する ・非断絶型(単純養子)、断絶型(完全養子)を選択</p>	<p>【成年養子】 ・非断絶型</p> <p>【未成年養子】 ・原則型:断絶型(要件厳格) ・特別型:非断絶型</p>	<p>【未成年養子】 ・成年養子はない。 ・断絶型</p>	<p>【成年養子】</p> <p>【未成年養子】 ・いずれも基本的に断絶型</p>	<p>【普通養子】 ・非断絶型</p> <p>【親養子】 ・断絶型</p> <p>【入養特例法による養子】 ・断絶型 ・養親に養子の扶養に必要な財産があること、養親は事前に所定の教育を受けなければならないことなど養親となる資格要件が定められている。</p>	
	成立方式	<p>【普通養子】 ・契約型 ・国家宣言型(未成年養子のうち、自己又は配偶者の直系卑属を養子にする場合を除き、家庭裁判所の許可必要)</p> <p>【特別養子】 ・国家宣言型(家庭裁判所の審判)</p>	<p>【成年養子】 ・国家宣言型</p> <p>【未成年養子】 ・国家宣言型</p>	<p>【単純養子】 ・契約型(養子が13歳以上の場合) ・国家宣言型(養子が13歳未満の場合。大審裁判所の判決)</p> <p>【完全養子】 ・国家宣言型(大審裁判所の判決)</p>	<p>【成年養子】 ・契約+国家宣言型(民事裁判所にて当事者の合意に基づく縁組行為の承認を受ける)</p> <p>【未成年養子】 ・国家宣言型(児童裁判所の宣告)</p>	<p>【成年養子】 ・契約+国家宣言型(地方裁判所が合意の表明に基づき決定)</p> <p>【未成年養子】 ・国家宣言型 ・原則型 未成年裁判所が、 ①遺棄状態の確認、 ②養子可能宣言、 ③試験養育委託、 ④養子縁組宣言の4段階の決定をする ・特別型 未成年者裁判所の決定</p>	<p>・国家宣言型(裁判所の養子決定)</p>	<p>・国家宣言型(裁判所の判決)</p>	<p>【普通養子】 ・契約型 ・国家宣言型(被後見人との縁組の場合、家庭法院の許可必要)</p> <p>【親養子】 ・国家宣言型(家庭法院の審判)</p> <p>【入養特例法による養子】 ・国家宣言型(家庭法院の許可)</p>	
年 齢 関 係	養子となる者の年齢	<p>【普通養子】 ・制限なし</p> <p>【特別養子】 ・原則:6歳未満 ・例外:6歳に達する前から養親となる者に監護されていた場合は8歳未満</p>	<p>・未成年か成年かの区別のみ。その他の年齢制限はなし。</p>	<p>【単純養子】 ・制限なし ・年齢差制限あり(原則として15歳)</p> <p>【完全養子】 ・原則:15歳未満 ・例外:20歳以下(15歳に達する前から養親の家庭に受け入れられていた子又は養親の単純養子であった子については、18歳に達した後2年間は縁組の申立てが可。)</p>	<p>【単純養子】 ・制限なし</p> <p>【完全養子】 ・申請時に18歳未満</p>	<p>【成年養子】 ・18歳(成年年齢が18歳)</p> <p>【未成年養子】 ・18歳未満</p>	<p>・18歳未満(養子決定時に19歳未満)</p>	<p>・制限なし</p>	<p>【普通養子】 ・制限なし</p> <p>【親養子】 ・未成年(19歳で成年)</p> <p>【入養特例法による養子】 ・18歳未満</p>	
	養親となる者の年齢(下限)	<p>【普通養子】 ・20歳</p> <p>【特別養子】 ・原則:25歳 ・例外:夫婦の一方が25歳に達しているときは、他方は20歳でも可</p>	<p>・原則:25歳 ・例外: ①配偶者の子を養子にするときは21歳 ②夫婦共同縁組において、一方が25歳に達しているときは、他方は21歳でも可</p>	<p>【単純養子・完全養子】 ・原則:28歳 ・例外:連れ子養子(単独縁組)の場合は制限なし。</p>	<p>【単純養子・完全養子】 ・25歳</p>	<p>【成年養子】 ・35歳</p> <p>【未成年養子】 ・原則:18歳 ・例外:未成年者裁判所の判断</p>	<p>・原則:21歳 ・例外:子の実親である場合は18歳</p>	<p>・原則:成人(18歳以上) ・例外:自己又は配偶者の子を養子とする場合には未成年でも可</p>	<p>【普通養子】19歳</p> <p>【親養子】 ・原則:21歳※ ・例外:配偶者の実子を養子とする場合には19歳※</p> <p>【入養特例法による養子】 ・25歳</p> <p>※直接の規定はなく、婚姻期間による制限が設けられている(3年以上婚姻を継続している夫婦。ただし、夫婦の一方配偶者の子については1年以上の婚姻期間で可)。韓国の婚姻開始年齢は18歳。</p>	
	養親となる者の年齢(上限)	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	<p>【入養特例法による養子】 ・養親となる者が韓国国民でない場合は原則として45歳未満</p>
	養親と養子の年齢差	<p>【普通養子】 ・制限なし。ただし、年長者養子禁止。</p> <p>【特別養子】 ・制限なし(少なくとも、原則14歳、例外12歳の差が生じる)</p>	制限なし	<p>・原則:15歳以上 ・例外:配偶者の子を養子にする場合は10歳以上 ・裁判所は、正当な理由がある場合には、年齢差要件を満たさない場合であっても縁組を成立させることができる。</p>	<p>原則:15歳以上 例外:養子が配偶者、同棲カップル(同性含む)等の子又は養子である場合、10歳で可</p>	<p>【成年養子】 18歳以上</p> <p>【未成年養子原則型】 18歳以上45歳以内(例外あり)</p> <p>【未成年養子特別型】 45歳以内の場合と18歳以上45歳以内の場合</p>	<p>制限なし ※実務上は、子との年齢差を45歳くらいまでと考慮している。</p>	<p>制限なし。ただし、年長者養子禁止。また、配偶者、兄弟姉妹、おじおばを養子とすることはできない。</p>	<p>【普通養子】 ・制限なし。ただし、年長者養子禁止。</p> <p>【親養子】 ・制限なし</p> <p>【入養特例法による養子】 ・養親となる者が韓国国民である場合は年齢差60歳以内。</p>	

	日本	ドイツ	フランス	ベルギー	イタリア	イギリス	アメリカ (マサチューセッツ州)	韓国
実親の同意の可否	<p>【普通養子】 ・不要(子が15歳未満の場合は、法定代理人が代諾)</p> <p>【特別養子】 ・原則:必要</p>	<p>・原則:必要</p> <p>※同意と同時に親の配慮(親権)は停止し、子との人的交流の権利は行使することができなくなる。少年局が後見人になる。</p>	<p>【単純養子・完全養子】 ・原則:必要</p>	<p>【成年養子】 ・原則:不要 ・例外:禁治産者等を養子にするときは必要</p> <p>【未成年養子】 ・原則:必要</p>	<p>【成年養子】 ・必要</p> <p>【未成年養子原則型】 ・不要</p> <p>【未成年養子特別型】 ・原則:必要</p>	<p>・原則:必要</p>	<p>・原則:必要</p>	<p>【普通養子】 ・成年養子:不要 ・未成年養子:15歳未満の場合には法定代理人による代諾</p> <p>【親養子】 ・必要</p> <p>【入養特例法による養子】 ・原則:必要</p>
同意関係	<p>同意を要しない場合、裁判所による同意の代行</p> <p>・意思表示することができない場合、父母による虐待、悪意の遺棄その他養子となる者の利益を著しく害する事由がある場合は同意不要</p>	<p>・意思表示を継続的にできない、又は居所が継続的に知れないときは同意不要</p> <p>・以下の①～⑤の場合等に家庭裁判所が同意補充を行う</p> <p>①子に対する持続的な著しい義務違反又は子に対する無関心+縁組の不実施が子に過度の不利益をもたらす場合</p> <p>②義務違反が持続的ではないが、特に重大で、かつ子を継続的に父母の保護に委ねられない場合</p> <p>③子に対する無関心+少年局による同意補充の可能性の教示かつ実親家庭での養育に向けた少年局の助言+助言後3か月以上の期間が経過した場合</p> <p>④特に重い精神病、知的障害、情緒障害による子の養育・教育の継続的不能+縁組によらないと子が家庭で成長できず、そのことが子の発達を重大な危険にさらす場合</p> <p>⑤婚姻関係にない父母で、母が単独で親の配慮を行っているとき+縁組を実施しないと著しい子の不利益が発生する場合→父の同意を補充</p>	<p>・意思を表示できない親、親権を取り上げられている親の同意は不要。</p> <p>・父母が子の健康又は精神を危うくするにもかかわらず子に無関心である場合において、同意の拒否が濫用と判断されるときは同意不要</p>	<p>・意思を表明することができない場合、完全に居所が不明である場合、又は親権濫用(子に無関心で、子の健康、安全、道徳性が損なわれている)が明らか場合は同意不要</p>	<p>【成年養子】 ・規定なし</p> <p>【未成年養子特別型】 ・実親が禁治産又は無能力のために同意をすることができないとき同意不要</p>	<p>・実親、親責任を有する者及び子の後見人を見付からない場合において、子の福祉を図る必要があると判断されるときは同意不要</p>	<p>・養子縁組が申し立てられた後に、同意権者に通知又は公告がされた場合に、一定期間内に応答がないときは同意不要。</p> <p>・以下のいずれかの場合、裁判所によって親の同意を不要とする判決がされる。</p> <p>①既に子の監護を行っている者が養子縁組を申し立てた場合に、⑦子が18歳以上であるとき又は④実親が親としての責任を果たす能力と、養親志望者が親としての責任を果たす能力を考慮した上で、同意不要とすることが子の最善の利益に資すると判断されるとき</p> <p>②州の子ども家庭局又は養子斡旋機関の申立てにより、実親が親としての責任を果たす能力及び養子縁組計画を考慮して、親の同意を不要とすることが子の最善の利益に資すると判断されるとき</p>	<p>【普通養子】 ・規定なし(父母が同意をすることができない場合は、直系尊属の同意が必要。)</p> <p>【親養子】 以下の場合は同意不要。 ・父母が親権喪失の宣告を受けた場合 ・父母の死亡その他の事由により同意することができない場合 ・父母が正当な理由なく同意を拒否する場合 ・父母が自身に責任のある事由で3年以上子に対する扶養義務を履行せず、面会交流をしていない場合 ・父母が子を虐待又は遺棄し、その他子の福祉を著しく害した場合</p> <p>【入養特例法による養子】 ・規定なし(親権喪失、所在不明等父母が同意できない場合は後見人の同意が必要)</p>
母の同意の時期の制限	<p>・制限なし</p>	<p>・子の出生後8週経過後</p>	<p>(不明)</p>	<p>・子の出生後2か月経過後</p>	<p>・制限なし</p>	<p>・子の出生後6週経過後</p>	<p>・子の出生後4日経過後</p>	<p>【入養特例法による養子】 ・子の出生から1週経過後</p>
同意の撤回	<p>【特別養子】 ・養子縁組成立審判確定後は撤回不可</p>	<p>・公正証書を作成して家庭裁判所に行う同意は撤回不可</p>	<p>【単純養子・完全養子】 ・同意の撤回は、同意を受けた者又は児童社会援助機関に対して配達証明付書留郵便でされなければならない。</p> <p>・同意してから2か月経過後は撤回不可。</p> <p>・ただし、同意してから2か月経過後も、養子縁組のための託置がされていない場合には、父母は、裁判所に対し、子の返還を求めることができ、これが認められた場合には同意は失効する。</p>	<p>・判決言渡後又は司法手続の申請から6か月が経過した後は撤回不可。</p>	<p>【成年養子・未成年養子特別型】 ・判決言渡後は撤回不可</p> <p>【未成年養子原則型】 ・養子可能状態の宣言の確定後は撤回不可</p>	<p>・養子決定申立後は同意撤回不可(ただし、養子決定手続中も裁判所の許可を得れば撤回可)</p>	<p>・撤回不可</p>	<p>【普通養子】 ・縁組届受理後不可</p> <p>【親養子】 ・養子縁組成立審判確定後は撤回不可</p> <p>【入養特例法による養子】 ・家庭法院の養子縁組許可がされた後は撤回不可</p>

	日本	ドイツ	フランス	ベルギー	イタリア	イギリス	アメリカ (マサチューセッツ州)	韓国	
同意関係	子の同意	<p>【普通養子】 ・成年養子: 契約による ・未成年養子: 15歳以上は自ら縁組を行える(家庭裁判所の許可は原則として必要)。</p> <p>【特別養子】 ・規定なし</p>	<p>・子の同意が必要(法定代理人の承諾を要する)。 ・行為無能力又は14歳未満の子は法定代理人が同意。 ・子の同意撤回は縁組成立の裁判言渡しまで可能。</p>	<p>【単純養子・完全養子】 ・共通して、養子となる者が13歳以上の場合には、本人の同意が必要(養子縁組の宣告まで撤回可)。</p>	<p>・養子となる者が12歳以上の場合には、原則として本人の同意が必要。</p>	<p>【成年養子】 ・契約による</p> <p>【未成年養子】 ・養子となる者が12歳以上の場合には、原則として本人からの意見聴取が必要。 ・養子となる者が14歳以上の場合には、養親となる夫婦との縁組について本人の明示の同意が必要。 ・特別型については、養子となる者が14歳以下の場合には、法定代理人からの意見聴取が必要。</p>	<p>・規定なし</p>	<p>・養子となる者が12歳を超える場合には、本人の書面による同意が必要。</p>	<p>【普通養子】 ・成年養子: 契約による ・未成年養子: 養子となる者が15歳以上であっても、自ら縁組をすることはできない。</p> <p>【親養子】 ・養子となる者が13歳以上の場合には、法定代理人の同意を得てされる本人の承諾が必要。 ・養子となる者が13歳未満の場合には、法廷代理人の代諾が必要。</p> <p>【入養特例法による養子】 ・養子となる者が13歳以上の場合には、本人の同意が必要。</p>
	匿名性	<p>・規定なし(事実上不可)</p>	<p>・縁組及び縁組が行われた事情を明らかにすることは、公共の利益のためでなければ、養親となる者、子の承諾なしには開示・詮索されない。</p>	<p>・規定なし(ただし、匿名出産制度あり)</p>	<p>・実親が養親の身元を知らされず縁組に同意することができる。その場合、手続における代理人を指定する。</p>	<p>【未成年養子】 ・実親が名を伏せたまま養子縁組をすることは可能。</p>	<p>・実親は、養子機関が選ぶ養親候補の養子縁組にあらかじめ同意することができる。 ・養親候補者は、申請時に実親に身元を知られたい旨を申し出れば、プライバシーが守られる。</p>	<p>・縁組の成立時点で、実親・養親が相互に匿名性を保持したまま縁組をすることは可能だが、一定の手続により相手方の情報を入手することができる。 ・実親は、養親候補者を指定せずに斡旋機関に子を移譲するという形で縁組に同意することができる。</p>	<p>・規定なし</p>
縁組の効果、実方との関係	<p>【普通養子】 ・養親の嫡出子たる身分を取得 ・実親との関係も存続</p> <p>【特別養子】 ・養親の嫡出子たる身分を取得 ・実方との親族関係は終了</p>	<p>【成年養子】 ・養親の血族との親族関係は生じない。養親の配偶者と養子、養子の配偶者と養親は姻族にならない。</p> <p>【未成年養子】 ・夫婦共同縁組、連れ子養子の場合、夫婦共同の子という法的地位を取得し、夫婦は共同して親の配慮を行う。 ・単身者の養子縁組の場合、養親となる者の子という法的地位を取得し、養親が親の配慮を行う。 ・実方との親族関係は終了する(連れ子養子、親族養子の場合には例外あり)。</p>	<p>【単純養子】 ・養親との間に法的親子関係発生 ・実方との親族関係も存続</p> <p>【完全養子】 ・養親との間に実親子間と同一の権利義務発生 ・婚姻障害を除き実方との親族関係終了</p>	<p>【単純養子】 ・養親は親権を付与される。 ・養親との関係は養子の卑属にまで及ぶ。 ・実方との親族関係は存続</p> <p>【完全養子】 ・養親は親権を付与される。 ・養方親族において養子は養親の息子と同様の法的地位を与えられる。 ・婚姻障害を除き実方との親族関係は終了</p>	<p>【成年養子】 ・養親と血族関係に立つ。 ・実方との親族関係は存続</p> <p>【未成年養子原則型】 ・養親の嫡出子たる身分を取得 ・婚姻障害を除き実方との親族関係は終了</p> <p>【未成年養子特別型】 ・養親は養子に対する親権を行使する。 ・実方との親族関係は存続</p>	<p>・法的に養親の実子として扱われ、嫡出子たる身分を取得 ・実方との親族関係は終了</p>	<p>・養親との間に、養親から生まれた子と同様のあらゆる権利義務その他の法的結果が生じる。 ・近親姦・婚姻禁止を除き実方との親族関係は終了</p>	<p>【普通養子】 ・実方との親族関係は存続</p> <p>【親養子】 ・実方との親族関係は終了</p> <p>【入養特例法による養子】 ・実方との親族関係は終了</p>	
離縁の可否	<p>【普通養子】 ・協議離縁と裁判離縁がある</p> <p>【特別養子】 ・養親による虐待・悪意の遺棄その他養子の利益を著しく害する事由があり、かつ、実親が相当の監護をすることができる場合において、子の利益のために特に必要があるときは離縁可</p>	<p>・子が未成年の間、重大な理由から子の福祉に必要なときに、家庭裁判所は職権に基づいて縁組関係を廃止することができる。</p>	<p>【単純養子】 ・重大な理由(養子の忘恩、不品行、養親の不適格性等)により正当化される場合には縁組の撤回を請求できる。</p> <p>【完全養子】 ・不可(ただし、新たに養子縁組をすることができる)</p>	<p>【単純養子】 ・明文規定なし</p> <p>【完全養子】 ・不可</p>	<p>・規定なし</p>	<p>・不可(ただし、新たに養子縁組をすることができる)</p>	<p>・規定なし</p>	<p>【普通養子】 ・協議離縁、代諾離縁及び裁判離縁あり</p> <p>【親養子】 ・養親による虐待・遺棄その他養子の福祉を著しく害する場合、養子の養親に対する破倫行為によって養親子関係を維持できなくなった場合に裁判離縁可</p> <p>【入養特例法による養子】 ・親養子と同じ</p>	

参考文献

- 鈴木博人「親子福祉法の比較的研究 I - 養子法の研究 -」37ページ以下(中央大学出版部, 2014年)  
 栗林佳代「フランスの養子縁組制度 - 養子法の概要と現地調査による実務の実態 -」佐賀大学経済論集47巻6号1ページ(2015年)  
 西希代子「Ⅲ 比較法 - フランス法を中心として」戸籍時報731号25ページ(2015年)  
 椎名規子「親権制限と未成年養子制度における「子の福祉」 - イタリアにおける「家族への子の権利」 -」民事法の諸問題XIII45ページ(専修大学法学研究所, 2010年)  
 田中佑季「韓国における親養子制度と入養特例法の意義 - 夫婦共同入養要件をもとに -」法学研究91巻2号398ページ(2018年)